

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（令和6年度）

住 所 岐阜県岐阜市九重町4丁目20番地

事業者名 岐阜乗合自動車株式会社
代表者名 代表取締役社長 葛西 信三

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバスの導入	・令和12年度まで毎年10～13台ずつ、ノンステップバスを導入する。	令和6年度はノンステップバスを13台導入した。

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
高齢者・障害者への乗降支援	・乗り場案内を行うために、バスターミナルに配置している「シェルパ」が必要に応じて高齢者や障害者の乗降支援を行う(令和6年度 継続)	サービス介助士の資格を取得した“シェルパ”が適切な乗降支援を行った。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
紙の時刻表の設置	・バスターミナルや各営業所において、紙の時刻表を手に取りやすい位置に路線別に配置する。(令和6年度 継続)	紙の時刻表をバスターミナル内の手の届きやすい所へ配置した。
サイトへの情報提供	・既に乗換検索に情報を提供しているが、追加で別の乗換検索サイトに情報を提供する。(令和6年度 継続)	別の乗換検索サイトでも検索可能とした。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車椅子利用者への接遇向上及び乗降支援に関する指導の実施	・乗務員に対し、車椅子利用者への乗降支援に関する講習を行う。(令和6年度 継続)	乗務員の講習で乗降支援に関する指導を行った。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

- ・ホームページや電話で寄せられる利用者の意見を社内全体で共有し、取組の改善等に活用した。
- ・バス停を適宜確認・点検し、バス停及びその周辺の保守管理に努めた。

(3) 報告書の公表方法

弊社ホームページに掲載

(4) その他

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数							
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数			
					計	スロープ板を備 えたもの	リフト を備えたもの		計	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの	計	うちス ロープ 板を備 えたも の	うちリ フトを 備えた もの
前年度車 両数	322	300	124	176				22	21				1		
年度内に 供用を開 始した車 両数	18	18	15	3				0	0				0		
年度内に 供用を廃 止した車 両数	35	32	26	6				3	3				0		
年度末車 両数	305	286	113	173				19	18				1		

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第6号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。